

令和 7 年度

第 1 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 7 年 4 月 7 日(月) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 55 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 会長専決事項について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について

議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 6 号 非農地証明申請について

議案第 7 号 令和 7 年度標準農作業料金等について

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏 名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	田邊 文隆	○	
3	木村 英宗		○	15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則	○		16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之	○		17	渡邊 敬子	○	
6	財間 敏行	○		19	道下 和子	○	
7	須應 敏明		○	20	小次 啓二	○	
8	寺西 玉実	○		21	天根 公昭	○	
9	森兼 貢	○		22	青才 弘江	○	
10	前田 耕廣	○		23	佐々木 英明	○	
11	宮崎 譲	○		24	榮田 明美	○	
12	竹森 達	○					

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役 職	氏 名	出席	欠席	役 職	氏 名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	中村 雅文	○	
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 事	木村 泰三	○		出張所長	糸原 秀晴	○	
(西城出張所)				主 任	島田 竜矢	○	
出張所長	日野原 祥二	○		(比和出張所)			
主 任	沖田 晋耶	○		出張所長	掛札 靖彦	○	
				主 任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	六原 善博	○		出張所長	今西 隆行	○	
主 事	村木 莉加	○		主任主事	福田 哲彦	○	

事務局長	ただ今より、令和7年度第1回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分) 本日、3番木村委員、7番須應委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 それでは道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長を務めていただきます。
議長	(挨拶)
議長	それでは、会議を開会させていただきます。 ただ今の出席委員は21名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名者を指名させていただきます。 4番増谷委員さん、5番入谷委員さん、よろしくお願いいたします。
議長	それでは議案第1号「会長専決事項（職員の異動）について」を上程します。 事務局からの説明を求めます。
事務局長	庄原市農業委員会規則第12条の規定に基づき、農業委員会事務局員職員の任免について専決処分をしたので報告します。 (本所、出張所職員の異動について読み上げて説明)
議長	以上で説明が終わりました。 皆様から何かご質疑等はございませんか。 (なしという声)
議長	それでは採決に移ります。 議案第1号「会長専決事項（職員の異動）について」承認することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、決定されました。 (事務局員自己紹介)

議長	それでは次の議案に移りたいと思いますが、あらかじめ送付の議案に訂正がありますので、事務局から報告させます。
事務局員 (本庁)	○訂正 ・議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」 受付番号５について、譲受人と譲渡人の氏名に誤りがあったため正しい表記に訂正。 ・議案第６号「非農地証明申請」について 受付番号４について、申請地８筆のうち７筆が取下げとなったため訂正。また、申請者の氏名に誤りがあったため正しい表記に訂正。 以上、訂正しております。
議長	それでは議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程します。 受付番号１から６の６件について事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	資料にて、権利を設定または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明（以下 略）
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。 （なしとの声）
議長	それでは採決に移ります。 議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」受付番号１から６の６件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 （異議なしとの声）
議長	それでは、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」受付番号１から６の６件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可されました。

議長	続きまして、議案第3号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」を上程します。 事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	失礼いたします。 第3号議案 「農用地利用集積等促進計画原案への意見聴取について」、説明させていただきます。 本市農業振興課から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項及び第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画原案について意見を求められています。 原案の内容は中間管理機構を通じて農地の利用権を設定するものです。農地中間管理機構からの転貸先として、永末町の農地を〇〇さまへ1,514㎡、平和町の農地を〇〇さまへ6,026㎡、東城町戸宇の農地を〇〇さまへ5,496㎡、東城町森の農地を〇〇さまへ1,760㎡となっております。 詳細は、議案資料1ページから8ページのとおりです。 なお、権利の設定を受ける者については、地域計画公告時に農業を担う者として既に位置づけられている者、もしくは事後の変更として地域計画の見直しの際、目標地図に位置付ける者であることを本市農業振興課から確認しております。 以上の農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の承認後、広島県知事が認可・公告されます。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	以上で説明が終わりました。 皆様から何かご質疑等はありませんか。
21 番天根委員	この議案は、令和6年度までの農用地利用集積計画書による利用権設定が無くなり、令和7年度から新たに促進計画書によって利用権設定を行うものになったという考えでよろしいでしょうか。
事務局員 (本庁)	そのとおりでございます。今後の利用権設定については新たに促進計画書で手続きが行われます。

議長	ありがとうございました。他にはございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」提案の原案について異議なしの旨で回答することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、決定されました。
議長	続きまして議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。受付番号 1 について、事務局から説明を求めます。 (説明 以下 概要)
事務局員 (本庁)	受付番号 1 位置等：説明資料 4, 5 ページに記載 転用事由： 墓地の移設 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 施行規則第 33 条第 4 号に該当 (※) 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外見込 (※) 申請地は第 1 種農地に該当し原則不許可ですが、本件は第 1 種農地の不許可の例外の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として施行規則第 33 条第 4 号に該当するため申請を受け付けました。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。 質疑等はございませんか。
16 番金本委員	受付番号 1 について、申請地は農地の一部を転用するということですが、法務局で分筆等の登記変更をせずに実施することはできるのでしょうか。

事務局員 (本庁)	農地の一部を転用する申請については受付・許可することはできるということになっております。
議長	ありがとうございました。他にはございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。議案第４号「農地法第４条の規定による許可申請について」受付番号１を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可されました。
議長	続きまして議案第５号「農地法第５条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号１から４の４件について事務局からの説明を求めます。 (説明 以下 概要)
事務局員 (本庁)	受付番号１ 位置等：説明資料４，６ページに記載 転用事由：一般住宅 資金計画：全額借入資金 他法令：該当なし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外不要 受付番号２ 位置等：説明資料４，７ページに記載 転用事由：資材・重機置場 資金計画：全額自己資金 他法令：該当なし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込

事務局員 (西城出張所)	受付番号 3 位置等：説明資料 8, 9～30 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：該当なし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済
事務局員 (比和出張所)	受付番号 4 位置等：説明資料 31, 32～34 ページに記載 転用事由：景観観賞用テラス 資金計画：全額自己資金 他法令：該当なし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。 質疑等はございませんか。
21 番天根委員	受付番号 3 について、申請地は面積も広く、筆数も多くありますが、農地として復旧することは難しかったのでしょうか。現地の様子を教えてください。
10 番前田委員	担当として現地確認を行いました。申請地はイノシシにより掘られた穴が複数見られ、あぜも崩れて荒れ果てておりました。申請者からの聞き取りでは、父が耕作をしていたが数年前に亡くなり、申請者が相続したが遠方に居住しているため管理ができなかったということでした。
事務局員 (西城出張所)	担当委員からも伺ったとおり、現地は荒れ果て、カヤなどが生い茂っていました。管理も 10 年近く手を付けておらず、農地への復旧は難しいとのことでしたが、非農地とは認めることも難しい状態でした。太陽光発電の会社は、太陽光発電設備としてなら申請地を整備することができるということで申請者と農地法第 5 条の申請に至ったということです。
14 番田邊委員	受付番号 3 について、申請のきっかけを教えてください。

事務局員 (西城出張所)	申請者から聞き取った話では、会社が申請者に営業という形で声をかけられたことをきっかけに話が進展したということでした。
8 番寺西委員	受付番号 3 について、申請地の周囲に家のような建物が数軒見られますが、住人の許可は得ているのでしょうか。
事務局員 (西城出張所)	会社に聞き取りをしたところ、周辺の家については、いずれも空き家で長年だれも居住や管理等されていないため、許可を取ることはしていないとのことでした。
議長	ありがとうございました。他にございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移らせていただきます。 議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 1 から 4 の 4 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 1 から 4 の 4 件を申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、証明することと決定されました。
議長	続きまして、議案第 6 号「非農地証明申請について」を上程します。受付番号 1 から 4 の 4 件について事務局からの説明を求めます。 (説明 以下 概要)
事務局員 (本庁)	受付番号 1 位 置 等：説明資料 4, 35 ページに記載 潰廃事由：申請地が複数あり、 ①傾斜地であり、昭和 63 年頃から耕作しておらず原野化している。

事務局員 (本庁)	②昭和 63 年頃に農業用施設を整備したが、現在、物干し場として利用しており宅地となっている。 ③耕作不便な農地であり耕作放棄状態になり原野化した。 上記の理由により、このたび地目変更登記をする。 現地確認：①ほ場整備後の残地で傾斜地であり、長年耕作されておらず原野化している。 ②宅地に隣接した土地で、小屋があり宅地となっている。 ③トラクターが入る道もなく耕作不便な土地で原野化している。 上記の状況から、今後も農地としての利用される見込みがないということで非農地であると確認。 受付番号 2 位 置 等：説明資料 4, 36 ページに記載 潰廃事由：平成 7 年ごろに裏山が崩壊し、その土砂を整地した後に現在まで寺の境内地と一体的に利用されており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は境内地一帯的に駐車場などに利用されており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。 受付番号 3 位 置 等：説明資料 4, 37 ページに記載 潰廃事由：平成 14 年ごろ農作業広場として造成し利用していたが、平成 16 年に母のために住宅を増築し現在宅地となっており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：住宅の敷地として利用されており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
事務局員 (東城出張所)	受付番号 4 位 置 等：説明資料 38, 39 ページに記載 潰廃事由：申請地の周囲は山林に囲まれており、昭和 55 年頃から申請者の父が高齢により管理ができなくなっていた。申請者は遠方に居住しており、相続後の管理ができず荒廃しており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。 なお、申請地は当初 8 筆あったが、うち 7 筆は非農地として認められないため、取下げとなった。

議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。
21 番天根委員	受付番号 4 について、取下げになった申請地はどういう状態だったのか教えてください。
事務局員 (東城出張所)	取り下げた農地については現地確認をしたところ、雑草が刈られており、ある程度整備されていた状態で農地として復旧できる可能性がありました。申請者は耕作をされておらず、今後の利用を見込んでいないとのことでしたが、現地の状態から非農地としては認められないとお伝えしたところ、取下げとなりました。
9 番森兼委員	受付番号 1 について、申請地の中に面積の広い農地がありますが、非農地として認められた経緯を教えてください。
2 番堀江委員	現地確認を担当しました。確認したところ現地は山の最奥に位置しており、周辺は山林に囲まれた状態でした。申請者からの聞き取りでは、数十年前に周辺をほ場整備をした時に申請地は残地として孤立し、管理が行き届かなくなってしまったということでした。以上を踏まえて申請地は農地として復旧する見通しが立たないということから非農地として判断しました。
4 番増谷委員	受付番号 1 について、山林に囲まれた広い面積の申請地は、地番としては 1 つですが、田としては複数あるような形ですか。
2 番堀江委員	そのとおりです。山の傾斜に沿って階段状に田の形跡が見られました。
議長	ありがとうございました。他にございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移らせていただきます。議案第 6 号「非農地証明申請について」受付番号 1 から 4 の 4 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。議案第 6 号「非農地証明申請について」受付番号 1 から 4 の 4 件を申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長	挙手全員、証明することと決定されました。
議長	続きまして、議案第 7 号「令和 7 年度標準農作業料金等について」を上程します。 事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	資料にて、令和 7 年度標準農作業料金の提示および算出方法の説明、令和 6 年度からの変更点等を説明 (以下 略)
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。 質疑等はございませんか。
13 番佐々木委員	地域の方々から、あぜ付け作業の料金を追加してほしい意見をいただいています。あぜ付け作業は時間と労力がかかるもので、燃料費の高騰の関係もあり、作業に対する料金を決める時に悩むことが多いとのことでした。来年度以降でよろしいので、ご検討をお願いします。
議長	ありがとうございました。 他にございませんか。 (なしとの声)
議長	委員の皆さまは、先ほどの佐々木委員のように地域の方から意見をいただいた際は、また事務局へご報告ください。
議長	それでは採決に移ります。議案第 7 号「令和 7 年度標準農作業料金等について」提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、承認されました。
議長	以上を持ちまして、本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。 続いて、会長報告、「その他」事項について事務局から説明を求めます。

事務局員 (本庁)	(その他事項について資料にて説明) ○会長報告 ○報告事項 ・ 3 月役員会 ・ 令和 6 年分庄原市農地賃借料の情報 ・ 令和 6 年度庄原市農業委員積立金会計決算報告 ・ 令和 6 年度庄原市農業委員会年間事業実績 ・ 令和 6 年度農業者年金の新規加入者について ・ 農地法の改正について ・ 「農業委員会だより」全国コンクールの入賞について ・ 令和 6 年度最適化活動の点検・評価のスケジュール等について ○協議事項 ・ 令和 7 年度年間事業計画について ・ 令和 7 年度最適化活動の目標設定について ○配布物 ・ 女性のための農業者年金ガイド（パンフレット） ○今後の主な日程 の報告を行った。
議長	以上事務局からの報告・協議でした。 みなさんから全体を通してご質疑、意見等はございますか。 (なしとの声)
議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第 1 回農業委員会総会を閉会といたします。(午後 3 時 55 分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和7年4月7日

議 長
(道下 和子) _____

4 番委員
(増谷 克則) _____

5 番委員
(入谷 弘之) _____